

令和 6 年（第 12 回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和 6 年 12 月 19 日（木）午後 1 時 30 分

と ころ 新館 9 階 192 会議室

議案第 119 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第 120 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 121 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 122 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 123 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 124 号	許可（受理）の取消等について報告のこと			
議案第 125 号	農業用施設用地届出にかかる受理のこと			
議案第 126 号	非農地証明願承認のこと			
議案第 127 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第 128 号	地域計画目標地図素案の決定について			
議案第 129 号	農用地利用集積計画の決定について			
月次総会次回以降の開催予定	1 月 24 日（金） 北館 4 階 大会議室 総会后、「全体会」開催	現地調査 1 月 20 日（月） （午前・西地区） （午後・東地区）	2 月 26 日（水） 新館 9 階 191 会議室	現地調査 2 月 19 日（水） （午前・東地区） （午後・西地区）

令和6年 第12回 月次総会審議参考資料

令和6年12月19日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

計画要件		議案第119号 第1番	議案第119号 第2番	議案第119号 第3番	議案第119号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	有	有
2. 通作距離 法3-2①		0.05km	0.4km	0.1km	1.0km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	稲作	稲作	稲作
	農業従事者	本人、妻、父、母	本人	本人、妻、子	本人、父、母
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	所有	所有・リース	所有	所有
	営農全体計画	稲作:3,064㎡ 自家消費 畑作:181㎡ 自家消費	稲作:2,310.07㎡ 自家消費 畑作:677㎡ 自家消費	稲作:17,270.19㎡ 自家消費	稲作:69,908.20㎡ 販売 畑作:4,019㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の常時従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

申請要件		議案第119号 第5番	議案第119号 第6番	議案第119号 第7番	議案第119号 第8番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.001km	0.5km	0.5km	0.26km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	稲作	稲作	稲作
	農業従事者	本人、妻、子	本人、妻	本人、妻	本人、妻、子
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	所有	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作:4,042㎡ 自家消費 畑作:492㎡ 自家消費	稲作:3,477㎡ 自家消費	稲作:3,477㎡ 自家消費	稲作:10,391㎡ 販売 畑作:300㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第119号 第9番	議案第119号 第10番	議案第119号 第11番	議案第119号 第12番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	-	-
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		5.0km	5.0km	0.8km	0.8km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	稲作	畑作	畑作
	農業従事者	本人	本人	本人	本人
	農業用倉庫	有	有	無	無
	農機具	所有	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作:114,531㎡ 販売 畑作:116㎡ 自家消費	稲作:114,531㎡ 販売 畑作:116㎡ 自家消費	稲作:1,568㎡ 自家消費	稲作:1,568㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第19号 第13番	議案第19号 第14番	
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	取下げ	有	
	現耕作地の農地性		有	
	貸付地の農地性		-	
2. 通作距離 法3-2①				1.7km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害			無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害			無
	集落営農の営農活動に 対する阻害			無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的			議案書のとおり
	申請地利用予定			稲作
	農業従事者			本人
	農業用倉庫			有
	農機具			所有
	営農全体計画			稲作:86,604㎡ 販売
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)			
	構成員要件 (総議決権の1/2超)			
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)			
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の時常従事			
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4				

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

審 査 要 件	議案第121号 第1番	議案第121号 第2番	議案第121号 第3番	議案第121号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (JR日岡駅から 120m)	3種農地 (南北道神野IC から40m)	3種農地 (加古川北市民セ ンターから250m)	2種農地 (市街地から 100m/農地集団 規模4.1ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	原則許可	原則許可	原則許可	ほかに代替地な し
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと	6月許可案件 修正再申請分		疎明書添付	

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第121号 第5種
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から150m 農地集団規模 0.6ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■農業用施設届出：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 作 業	議案第125号 第1番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第13条各号添付書類	
1 当該土地の 登記事項証明書・公図 (200㎡未満)	有
2 土地の位置図	有
3 農業振興地域農用地に含ま れていない証明又は農業用施 設の用に供される土地である 証明	有
4 写真その他関係書類	有 (写真・図面)
5 土地の現況 (現地調査報告)	農業用倉庫

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第126号 第1番	議案第126号 第2番	議案第126号 第3番	議案第126号 第4番	議案第126号 第5番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (評価証明書)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり

地域計画目標地図素案 審議参考資料

参考様式第5-1号

加 農 第 2430 号
令和 6 年 12 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	加古川町大野 (北大野・南大野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本地域では、集落営農組織や農業法人がおらず、個人農家が地域の農地を管理している。都市近郊農業に適した地域であり、水稻栽培、自家消費を目的に野菜を栽培する農業者がいる。

【課題】

個人農家の高齢化が進み後継者不足が問題となるなか、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、畑地などの狭小農地では野菜等を栽培する。また、担い手による果樹や施設野菜の生産を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大意向のある農業者を中心に団地面積の拡大及び農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(昭和62年度に実施、一部除く)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいないが、個人農家の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業体が出てきた場合、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	神野町石守地区 (石守)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に集落営農組織を中心に農地の集積が行われているほか、その他複数の個人農業者により耕作が行われている。なお、現状の集落営農組織への農地の集積率は約3割である。しかし、近い将来に農業をやめたいとの意向のある農地が約3haあり、新たな農地の担い手の確保と集落営農組織の農作業の効率化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、水稻の作付けが困難な農地については景観作物を作付けすることで農地の維持、管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.1 ha.
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地区のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作を継続する個人農家と調整をしながら、主に集落営農組織を中心に集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成16年度)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、耕作可能な農地の紹介を行うことで、新たな就農者の支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ・地域住民の農業と関わるきっかけを作るために、地域内で収穫体験等のイベントの開催に取り組む。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町野村地区 (野村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 担い手が地域の約44%の農地面積を請け負っており、集積・集約化が進んでいるといえる。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。</p> <p>【主要作物】 担い手: 水稲、そば、キャベツ 等 個人農家: 水稲</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>担い手となる営農組合や認定農業者の農地利用について現状維持に努める。 水稲、そば、キャベツを主要作物として作付けを行う。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み(昭和53年度)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵の設置を検討。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町船町地区 (船町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 担い手が地域の過半の農地面積を請け負っており、集積・集約化が進んでいるといえる。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。</p> <p>【主要作物】 担い手: 水稻、麦、大豆、そば等 個人農家: 水稻</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水稻、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。また、連作障害を防止するため、2年3作(水稻⇒麦⇒大豆)での耕作を継続していく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み(昭和53年度)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵の設置を検討。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	平荘町上原地区 (上原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域では、複数の担い手による農地の集積・集約化が行われているが、個人で耕作する農業者もおり、個人農家の高齢化と後継者不足が課題となっている。また、畔に穴があき、水が漏れるなどの状態が悪い農地の改修も必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし栽培を行う。また、水稻の作付けが難しい農地は、景観作物の作付けにより農地の管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に集積面積の拡大を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえながら、長期で農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構に貸付け、担い手へ段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針 畦畔の状態が悪い農地があり、修復に向けた取組を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者へ支障のない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 集落内の農業組織により、作業受託を実施しており、今後も継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣被害防止柵の設置。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	上荘町葉栗地区 (葉栗)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 10月 26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

株式会社 [] が地域農業の担い手として葉栗地区の農地の約10%を管理している。地域では主要作物として水稻や野菜を栽培している。

【課題】

高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手となる認定農業者等の農地利用について現状維持に努める。
主要作物である水稻、野菜の生産を継続する。
野菜のハウス栽培による農地利用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き担い手が適切に維持していく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(昭和61年度)</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>活用の可能性を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町宮前地区 (宮前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は認定農業者である農事組合法人が約7割の農地を耕作しており、担い手への集積・集約化が進んでいる。一方で、担い手の利用が難しい狭小農地についてどのように管理していくかが課題となっている。また今後も、担い手への集積・集約化を維持していくために、担い手と地域の連携を継続的に協議していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は、水稻、麦、大豆、キャベツ及びその他の露地野菜等の多品目の作付けを行っている。今後も、継続して水稻、麦、大豆の作付けを行うが、その他の露地野菜については、労力に見合った品目を選定し、作付けを行う。また、収穫体験等のイベントを実施し、農業者以外の方が農業に関わる機会を設けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者である農事組合法人が、既に地域の約7割の農地を集積している。農事組合法人及びその他の個人農業者との調整をしながら、現状の維持を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

既に担い手への集積には農地中間管理機構を活用しており、今後も所有者と耕作者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構の活用を進める。

<p>(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成10年度)</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たな就農を希望する者がいれば、地域の担い手等と調整しながら、利用できる農地等を紹介することで、就農の支援を行う。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 取り組む計画はなし。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町広尾西地区 (広尾西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 農事組合法人 ████████ 営農組合(以下「営農」という。)が地域農業の担い手として耕作する農地の約85%を管理している。 個人農家は8名おり、年齢は60~80歳代。</p> <p>【課題】 後継者や担い手が不足している中で高齢化が進んでいるため、農地の維持管理が困難。水稻の水入れに対応できる人員の確保が必要。また、営農の体制を維持していかないと農地の管理が難しくなる。</p> <p>【主要作物】 営農: 水稻、小麦等 個人農家: 水稻</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>農地管理を続けるために営農の規模を維持する。副業で営農の組合員となる人が中心となるため、持続可能な活動計画と体制作りを考える。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き営農が適切に維持していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成4年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 営農や個人農家による農地利用を継続する。 また、新規就農者を積極的に受け入れるが、今後保全・管理等が行われる農用地が発生した際には、こういった農地を含めた就農を条件とする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 機械の導入や農作業は営農が実施しており、今後も農家から依頼があった場合は営農での対応を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④輸出	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・山すそに獣害防止フェンスを設置し、7~10日に1回チェックをしている。
- ・5~7月に用排水路の清掃、秋期に草刈り、冬期にあぜ焼きを行い農地の保全・管理をしている。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町畑地区 (畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 認定農業者である営農組合(平均年齢68歳)が地域農業の担い手として、畑地区の約5割の農地を集積し管理している。その他の農地については、個人農家により耕作が行われている。</p> <p>【課題】 営農組合員の人員不足等により、現状より拡大して農地を集積していくことが難しい。</p> <p>【主要作物】 営農組合:水稲、麦 個人農家:水稲、野菜等</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>営農組合の規模はそのままに農地利用の現状維持に努めるほか、水田においては引き続き農地管理が容易な水稲及び麦の生産を続ける。麦等の作付けでは、経営所得安定対策等事業等の補助事業を活用することで経営の安定化を図る。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
認定農業者である営農組合が、既に地域の約5割の農地を集積している。営農組合及びその他の個人農業者との調整をしながら、現状の維持を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
認定農業者である営農組合に対する集積は、既に農地中間管理機構を活用している。特定農作業受委託契約等を結んでいる農地を今後借入する場合は、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み(昭和59年度)。地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外から新たな就農を希望する者がいれば、地域内の利用者及び営農組合の意向を確認しながら、利用できる農地等を紹介することで、新規就農の支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で収穫等の農作業委託の依頼が農家からあった場合は、営農組合で対応する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等の活用をしながら農業機械を導入することで作業の省力化を図る。 ・鳥獣被害対策として檻や電気柵の設置を実施。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町永室地区 (永室)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 営農組合や大規模個人農家が地域農業の担い手として、永室地区の農地の28%を管理している。その他、キャベツ、いちご、いちじく等を栽培する農家が担い手となっている。</p> <p>【課題】 兼業農家が多く、高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題となっている。また、特に営農組合の高齢化が深刻となっており、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、営農組合の後継者及び新規就農者を確保・育成することが喫緊の課題である。</p> <p>【主要作物】 担い手: 水稲、キャベツ、いちご、いちじく等 個人農家: 水稲</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手となる営農組合や認定農業者等の農地利用について現状維持に努める。農地管理が容易な水稲の生産を続ける他、キャベツ、いちご、いちじくを生産を継続する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地区のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については、引き続き担い手や集落営農組織が適切に維持していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み(昭和56年度に実施)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 営農組合の後継者を確保するとともに、新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいないが、地域の農地を担う営農組合の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業者が出てきた場合、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵を設置。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町西牧地区 (西牧)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 10月 31日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域において水稻、いちじく、野菜を主に栽培しており、野菜の栽培については生産規模の拡大を目指す。個人農家の高齢化に伴う後継者不足、不耕起農地の増加が大きな課題となっている。イノシシによる農作物、農道、池の土手などへの被害が多い。
営農組合(以下「営農」という。)のほか、法人や認定新規就農者が地域の担い手となっている。担い手が利用しない農地の管理が課題となるため、新たな担い手の確保を促進する。地域のため池用水を利用できるのは地域内の農家に限られていることから、地域外の農家がため池用水を利用できるよう検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とするほか、緑肥作物を主体とした減化学肥料を主とする環境保全型農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き担い手が適切に維持していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(昭和56年度)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農家から依頼があった場合は、営農での農作業の対応を維持していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④輸出	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・イノシシ対策として個人農家が農地に電気柵を設置しているほか、山すそに獣害防止フェンスを設置している。
- ・また、猟師が年に数頭イノシシを捕獲して頭数を減らすようにしている。
- ・補助事業を活用しながら、営農による緑肥作物を利用した環境保全型農業を実施する。
- ・地域ブランド果樹として志方いちじくを栽培している。
- ・営農が農地の保全・管理に対応している。

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項